

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則を公布する。

令和5年3月31日

京都市教育委員会
教育長 稲田新吾

京都市教育委員会規則第24号

京都市教育委員会通則の一部を改正する規則

京都市教育委員会通則の一部を次のように改正する。

第13条第1項第16号中「京都市個人情報保護条例」を「個人情報の保護に関する法律」に改め、同条第2項第5号中「並びに」を「及び」に改める。

「

指導部

学校指導課

第16条中 指導主事室 を

開建高校開設準備室

美術工芸高校開設準備室

」

「

指導部

学校指導課

指導主事室 に改め、「北総合支援学校分校開

西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室

小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室

」

設準備室」を「北総合支援学校中央分校開設準備室」に改める。

第17条指導部の款開建高校開設準備室の項及び美術工芸高校開設準備室の項を次のように改める。

西陵中学校区小中一貫教育校教育企画推進室

(1) 西陵中学校区小中一貫教育校の教育に係る企画に関すること。

小栗栖中学校区小中一貫教育校教育企画推進室

(1) 小栗栖中学校区小中一貫教育校の教育に係る企画に関すること。

第17条指導部の款北総合支援学校分校開設準備室の項中「北総合支援学校分校開設準備室」を「北総合支援学校中央分校開設準備室」に改め、同項第1号中「北総合支援学校分校」を「北総合支援学校中央分校」に改める。

第19条第6項中「、課長補佐、担当課長補佐」を削る。

第20条第6項中「統括監査員」を「統括監察員」に改め、同条第9項中「、担当課長補佐」を削り、同条中第15項を削り、第16項を第15項とし、第17項から第21項までを1項ずつ繰り上げる。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部総務課)